

医療費の支払いでお困りの方に

無料・低額診療事業 のお知らせ



東信医療生活協同組合
上田生協診療所

無料・低額診療事業について

私たちは、いのちと健康を守ることを最大の目標としています。さまざまな要因で医療費の支払いが困難な状況になったとしても必要な医療を積極的に受けたいと思っています。

医療を受ける権利を保障し、誰もが安心して生活できることをめざし、上田生協診療所では「無料・低額診療事業」の届出を行っています。

無料・低額診療事業とは

生計困難な方が、経済的理由によって必要な医療を受ける機会を制限されないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業として、社会福祉法に位置付けられている事業です。

無料・低額診療事業は、診療を行った医療機関での診療費のみが対象となります。

対象となる方

東信医療生協の診療費減免等に関する基準を満たす方が対象となります。対象者（内面参照）の収入に応じて、診療費の一部負担金及び自己負担金の全額または半額を免除します。

ご相談方法

診療所に相談担当者を配置しております。

まずは受付事務にご相談ください。



お問い合わせ窓口

東信医療生活協同組合
上田生協診療所
TEL (0268) 23-0199

東信医療生活協同組合
組合員活動部
TEL (0268) 23-8001

※電話受付時間

平日 9時～17時でお願いします。

「無料・低額診療事業」を利用するためには

相談

窓口の職員に声をかけて下さい。安心してご相談ください

面談

相談担当者がお話をお伺いします。

申請

収入状況を確認できる「必要書類」についてご説明します。

適応の審査

適応にならない場合

相談を継続します。



適応の場合

窓口での支払いが減額または免除になります。

減額・免除の対象にならないもの

- ・保険調剤薬局の薬代
- ・上田生協診療所以外の支払い

詳しくは、上田生協診療所または東信医療生協にお尋ねください



まず医療を始めましょう

利用の可否に関わらず、診療を行い必要な治療を開始します。利用できるかご心配かと思いますが、まず治療を受けて健康回復のスタートをすることが大切です。安心して受診してください。



例えばこのような場合にご相談ください

- 病気や障害によって一時的に収入がなくなり、医療費を支払う事が困難になった方
- 年金収入だけでは医療費の支払いが難しく、生活を圧迫して苦しい方
- 就学援助を受けている方
- 住民税非課税世帯の方
- 国保料、国保税の減免を受けている方
- 社会福祉協議会での生活福祉基金を利用されている方

